

〔平成一三年度共同研究〕近世東アジアにおける商人と官僚制に関する比較史的研究

幕府官僚と地域・市場

——油方仕法改革と堺奉行——

平川 新

一 明和の仕法と天保の仕法改革

明和の仕法は、灯油の原料である種物（菜種・綿実）と灯油の生産・流通に対する規制措置で、明和七年に施行された。諸国産の種物は大阪へ出荷させ、種物からの灯油生産は大坂市中や摂河泉の絞油屋に限定し、江戸や諸国への灯油販売は大坂油問屋が独占するというものであった。西日本を種物生産地、大坂・畿内を灯油生産地とする分業体制だが、仕法の眼目は江戸への灯油供給を安定化させることにあり、その供給基地として大坂・畿内を位置づけたものであった。

この「制度の無理」は、地方絞油業の成長と灯油需要の増大によって、ひずみを増大させていく。密造・密売がはびこるのは当然であった。種物は地元や大坂以外の他地域に出荷されて、大坂の集荷量は徐々に減少していった。

内でも非公認の絞油屋が活発な活動をはじめ、灯油のアングラ市場が形成されて大坂の集荷能力は減退した。これらが相乗して江戸への出荷価格は上昇水準をたどることになる。大坂の種物問屋や畿内の絞油屋仲間は密偵をはなつて、しきりに密造・密売を摘発したが、もぐら叩きにも似て、さしたる効果はあがらなかった。文政末年、種物の不作に乗じた江戸灯油価格の異常な高騰は、ついに幕府を動かすにいたつたのであつた。

天保三年に実施された仕法改革は、右のような実状をふまえ、西日本での絞油業と灯油小売りを公認するものであつた。地域市場での種物・灯油の需要を満たしたうえで、その余剰部分をいかに効果的に上方に集荷するかという点に幕府政策の力点が移動した。幕府は新たに兵庫と堺にも種物問屋を開設し、大坂の種物問屋と競合させることによつて、地方産種物への吸引力を高める措置をとつた。大坂の種物問屋は従来の集荷特権を、ほぼ否定されたにひとしい。これまで大坂への出荷ルートしか公認されていなかった地方産種物は、その販路を大きく広げることが可能になつたのである。灯油は種物とは逆に集配機関の一元化がはかられ、江戸口問屋・京口問屋・出油屋と三分していた集配機能を油寄所一カ所に統合した。畿内在方でもまた、絞油屋からの灯油小売りが容認された。これは大坂油問屋の集荷特権を制限するものであり、在方消費者の要求に応えた措置であつた。かくして、西日本と畿内在方の市場の自立性は大いに高められたのであつた。

二 堺奉行の仕法改革要求

天保の改革仕法が公布された一年後の同四年十二月三日、堺奉行跡部山城守は江戸表の勘定奉行土方出雲守に対し

て、①堺に油会所とそれを運営する油問屋を新設し江戸直積みをしたい、②泉州近回りで産出される灯油も堺の油会所で集荷したい、③江戸出荷後の余分灯油を四国・西国筋に販売したい、という三点の申し入れをおこなった。

天保三年の改正仕法で堺には兵庫と同様に種物問屋三軒が設置され、畿内移入口としての機能を新たに獲得していた。だが灘目や播磨のように灯油の江戸移出は認められておらず、大坂油寄所への出荷が義務づけられていた。堺奉行のこの要望は、堺に灯油集配機関を新設し、独自の市場として江戸と連接させる構想であった。しかもその集荷圏を泉州一国を越えた「泉州近回り」すなわち摂津や河内にまで拡大し、一方で出荷圏を四国・西国筋にまで広域化することをねらっていた。泉州の灯油市場を大坂の系列下から完全に自立化させ、大坂に対抗する拠点市場とする構想であった。

これに対する勘定奉行からの回答は、去冬の触書と相違につき「可然とは難及挨拶候」と、天保三年の改革仕法に抵触することを懸念しつつも、大坂町奉行と掛け合つたうえで改めて何うようにというものであった。この指示をうけた堺奉行はただちに大坂町奉行に掛け合いを行い、「取調之儀、堺表限之儀二候ハ、差支筋無之」、すなわち検討は支障なしという前向きな回答を得た。そこで堺奉行は翌天保五年一月、大坂城代に改革案を上申したが、そこには前掲した勘定奉行への三つの提案に加えて次の三点が追加提案されていた。

第一は江戸市場との関係である。江戸積出油は江戸問屋からの注文と堺問屋の送荷の二種とし、注文油は江戸問屋の指し値、送荷は江戸問屋の仕切直にするとしている。これは出荷価格を江戸の消費価格を基準にして決定するということである。大坂市場からの離脱は堺・泉州絞油屋の強い願望だが、それは堺出荷価格の上昇をもたらす可能性が多分にあった。泉州市場の自立の結果がそれであれば、おそらく江戸表の奉行たちは納得しない。江戸の消費価格の安値安定こそ油方仕法の眼目だからである。江戸の指し値と仕切値に従うという措置は、江戸表の懸念を払拭し、大

坂からの自立を承認してもらうための苦肉の策だといってよいだろう。だが言葉をかえれば、大坂から自立しつつも江戸の価格系列に組み込まれるということであった。

第二は、樽廻船の利用と廻船問屋の取り立てである。高額な菱垣廻船ではなく、安価な樽廻船を使うという。しかしこれも「当分之心得」とされ、出願中の江戸積荷物廻船問屋株が認可されれば、さらに運賃が減少するという。堺浦には江戸積問屋がなく菱垣廻船と樽廻船の発着基地である大坂と小廻し船で接続していたようだが、江戸積廻船問屋の認可後は堺浦から積み出す構想であった。

第三は、堺・泉州の油稼人を大坂町奉行支配から堺奉行に変更したいということである。堺・泉州の絞油業は大坂町奉行支配であったが、堺奉行はこの体制には不都合が多いという。まず「油懸り之者共」にとつては、管轄役所が遠いために諸手続きや諸願いに「万事二付諸失墜」が多いことをあげている。時間と出費の問題である。もう一つは堺奉行所の問題として、泉州の油稼人たちの「難渋」を聞いても、支配外の問題（「現在身分ハ支配乍致、油一件ニ付而ハ支配外之事」）なので、手をだせない（「手ヲ束、安閑と承過罷在」）状態だという。堺奉行支配国の住民でありながら、油方については「支配外」であるためのジレンマを抱えているということである。もしこれが堺奉行支配となれば、撫民も行き届く（「格別為及丹誠、一同撫育仕、家業永統之儀精々心懸」）と述べている。三つ目は、大坂町奉行所の役人や長吏あるいは大坂油寄所の手先の者たちが密造密売探索のために泉州に入り込み、あたかも「取締一般」が大坂町奉行の管轄であるかのような状態をもたらし、「当御役所御威光ニも拘候儀」だという。権限を浸食された堺町奉行の面子の問題があった。

天保四年一一月の内談書では、堺・泉州市場を大坂市場の包摂下から開放することに主眼があった。だがここでは、堺奉行が管轄する支配国としての自立性も新たに強調される論点となった。市場問題だけではなく、行政権限の問題

が抱き合わせで提起されたのである。

堺奉行のこうした提案はその後、大坂町奉行との再度の摺り合わせを経て老中に上申され、堺からの江戸積み出しが公認されることになった。ただし、堺からの西国・四国筋への販路拡大や堺近回りからの集荷については、大坂油業界や大坂町奉行の抵抗もあつて実現しなかつた。

こうした堺奉行の行動の前提には、堺市中や泉州の絞油業界による、堺奉行所に対する積極的なアプローチがあつた。そのことをふまえると、堺は官民あげての運動で大坂からの従属を脱し、大坂・灘目・播磨と並ぶ江戸移出拠点の一角に上昇したということが出来る。また堺奉行も、大坂町奉行支配は不都合だという泉州油業界の要求をテコに行政権限の拡大を実現したのであつた。かくして地域的要求は、堺奉行という行政的窓口を通すことによつて権力機構のなかで審議の対象となり、地方役所間と地方・中央役所間の部局間調整を経て一程度の実現をみることになつたのである。(報告要旨)